

東海市告示第125号

令和7年度第2子以降認可外保育施設等利用料給付金支給要綱を次のように定める。

令和7年8月22日

東海市長 花 田 勝 重

令和7年度第2子以降認可外保育施設等利用料給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第2子以降の児童が認可外保育施設等を利用する場合において、当該児童の保護者に対し、認可外保育施設等の利用料について給付金を支給することにより、保護者の経済的な負担の軽減を図り、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定子ども・子育て支援施設等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。

(2) 特定教育・保育施設等 次のア又はイに掲げる施設のいずれかに該当するものをいう。

ア 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

イ 法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所

(3) 対象施設等 次のアからウまでに掲げる施設又は事業をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設に係るものに限る。以下「企業主導型保育事業」という。）であって、認可外保育

施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けているもの

イ 幼児集団活動施設等（別に定める要件により市長が認めた施設等に限る。）

ウ 特定子ども・子育て支援施設等のうち法第7条第10項第4号から第8号までに掲げる施設等又は事業であって、法第30条の11第1項の確認を受けたもの

(4) 対象児童 次のアからウまでに掲げる対象施設等のいずれかを利用する者のうち、当該対象施設等の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定めるものをいう。

ア 企業主導型保育事業 次の㍿から㍾までに掲げる要件のいずれにも該当する者

㍿ 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

㍿ 第2子以降の児童（同一世帯（世帯は異なるが事実上同一世帯と認められる特別の事情のある子を養育している世帯も含む。）で子を2人以上養育しており、当該子のうち、最年長者以外の子であるものをいう。）である者

㍿ 保護者の労働又は疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者

㍾ 特定教育・保育施設等、特定子ども・子育て支援施設等又は幼児集団活動施設等のいずれにも在籍していない者

イ 幼児集団活動施設等 次の㍿から㍿までに掲げる要件のいずれにも該当する満3歳未満の者

㍿ 市内に住所を有する者のうち、おおむね、1日につき4時間以上8時間未満、1週につき5日以上及び1年につき39週以上当該施設等を利用する者

㍿ ア(イ)及び㍿に掲げる要件のいずれにも該当する者

㍿ 特定教育・保育施設等、特定子ども・子育て支援施設等又は企業主導型保育事業のいずれにも在籍していない者

ウ 預かり保育事業（特定子ども・子育て支援施設等のうち法第7条第10項第5号に規定するものをいう。以下同じ。） 次の㍿又は㍿に掲げる要件のいずれにも該当する者

㍿ ア(㍿)から㍿までに掲げる要件のいずれにも該当するもの

㍿ 企業主導型保育事業又は幼児集団活動施設等のいずれにも在籍していない

者

エ アからウまでに掲げる対象施設等以外の対象施設等 次の(ア)又は(イ)に掲げる要件のいずれにも該当する者

(ア) ア(ア)からウまでに掲げる要件のいずれにも該当するもの

(イ) 特定教育・保育施設等（当該児童に提供される教育・保育の量について、1日当たりの時間が8時間（法第7条第10項第5号イ又はロに定める1日当たりの時間を含む。）、かつ、1年当たりの期間が200日を下回るもの除く。）、企業主導型保育事業又は幼児集団活動施設等のいずれにも在籍していない者

(5) 利用料 対象施設等を利用する児童の保護者が支払うべき当該施設の利用に要する費用であつて、日用品、文房具その他物品の購入費用、行事への参加費に要する費用、当該施設等に通う際に提供される便宜に要する費用又はその他保護者が負担すべき費用を除いたものをいう。

（支給対象者）

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、対象児童の保護者であつて、次の各号に掲げる対象児童が利用する対象施設等の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 企業主導型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等 次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 対象児童が対象施設等を利用する日の属する月において、支給対象者が当該月の初日に市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。

イ 対象児童が対象施設等を利用する日の属する年度において、支給対象者及び支給対象者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者又はこれに準じる者として市長が別に定める要件に該当するものでないこと。

ウ この要綱に相当する要綱等により補助金の交付を受けていないこと。

(2) 幼児集団活動施設等 前号アに掲げる要件に該当する者

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、対象児童1人につき1月あたり、次の各号に掲げる対象施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（支給対象者が対象施設等に支払った対象児童に係る利用料の額が当該各号に定める額を下回る場合には、当該利用料の額）とする。

(1) 企業主導型保育事業 42,000円

(2) 幼児集団活動施設等 対象施設等を利用する日の属する年度前3年度の利用料の平均月額に相当する額（10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、20,000円を超えた場合は20,000円とする。）

(3) 特定子ども・子育て支援施設等 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める額

ア 対象児童が認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍している場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる対象施設等の区分に応じ、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める額の合算額とする。

(ア) 預かり保育事業 16,300円（1月の利用日数が26日を下回る場合にあっては、450円に利用日数を乗じて得た額）

(イ) 法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業（対象児童が在籍する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において提供される教育・保育の量について、1日当たりの時間が8時間（法第7条第10項第5号イ又はロに定める1日当たりの時間を含む。）、かつ、1年当たりの期間が200日を下回る場合に限る。） 16,300円から前号に定める額を控除して得た額

イ アに掲げる場合以外の場合 42,000円

2 支給対象者が雇用主等から対象施設等の利用に係る補助等を受ける場合にあっては、給付金の額は、前項に規定する給付金の額から当該補助等の額を控除して得た額とする。

（給付金の認定申請）

第5条 支給対象者が給付金の支給を受けようとするときは、別に定める期日までに次の各号に掲げるいずれかの方法により、市長に認定申請をしなければならない。

(1) 申請書に市長が必要と認める書類を添えて提出する方法

(2) 市長が指定する申請フォームに、市長が必要と認める情報を入力し、及び送信

する方法

(給付金の支給認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、給付金の支給を認定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第7条 前条の規定による給付金の支給認定を受けた者(以下「支給認定者」という。)は、別に定める期日までに市長に給付金の請求をしなければならない。

2 前項の請求は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

(1) 請求書に市長が必要と認める書類を添えて提出する方法

(2) 市長が指定する請求フォームに、市長が必要と認める情報を入力し、及び送信する方法

(給付金の支給)

第8条 市長は、前条の請求書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、給付金の額を決定し、その旨を支給認定者に通知するとともに、当該請求書の提出を受けた日から30日以内に給付金を支払うものとする。

(支給決定の取消し及び給付金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者があるときは、その者に対して給付金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払った給付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は告示の日から施行する。

2 給付金の支給を受けようとする者は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前においても施行日以後の給付金の支給に係る認定申請をすることができる。

3 市長は、前項の認定申請を受理したときは、施行日前においても、その内容を審

査し、適当と認めるときは、給付金の支給を認定することができる。